## 半田市PR大使設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の魅力を市内外に広く発信し、本市の都市イメージの向上を 図るために設置する半田市PR大使(以下「大使」という。)について必要な事項を 定める。

(活動内容)

- 第2条 大使は、次に掲げる活動を行うものとする。
  - (1) 本市の地域資源や魅力に関するPRをすること
  - (2) 本市が実施する各種事業へ協力すること
  - (3) その他市長が必要と認める活動を行うこと

(委嘱)

- 第3条 大使は、本市に愛着を持ち、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 本市にゆかりのある著名人
  - (2) 本市の出身者又は居住経験者
  - (3) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 大使の任期は、任命日から1年とする。ただし、任期満了の1月前までに大使から申出がないときは、再任したものとして1年間延長し、その後も同様とする。 (辞職及び解職)

- 第5条 大使は、自らその職を辞する場合には、あらかじめ市長に申し出なければならない。
- 2 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。
  - (1) 大使本人から辞任の申出があったとき
  - (2) 第2条の活動を行うことができなくなったと認められるとき
  - (3) 大使としてふさわしくない行為があったとき
  - (4) その他市長がその任に適当でないと認めたとき

(報酬等)

- 第6条 大使に対する報酬は、支給しない。ただし、大使が各種事業に参加する場合の 交通費等必要な経費については、その都度協議するものとする。
- 2 市長は、大使に大使証を交付するほか、大使が第2条の活動を行うに当たり、必要 に応じて次の各号に掲げるものを支給するものとする。
  - (1) 名刺
  - (2) 本市に関する情報誌や物品等
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、企画部企画課において処理する。 (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。